

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時において沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の補強設計等に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 地震に対する建物の安全性を評価することをいう。
- (2) 補強設計 耐震診断の結果に基づき、沿道建築物を耐震化指針に適合させる計画を作成することをいう。
- (3) 沿道建築物 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）第2条第2号に規定する沿道建築物をいう。
- (4) 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところにより、沿道建築物（特定緊急輸送道路（耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。以下同じ。）の沿道建築物を除く。）の耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え及び除却に係る費用を助成する事業をいう。
- (5) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところにより、特定緊急輸送道路の沿道建築物の補強設計、耐震改修、建替え及び除却に係る費用を助成する事業をいう。
- (6) 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業及び特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業をいう。
- (7) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。
- (8) マンション 共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）をいう。
- (9) 分譲マンション マンションのうち、2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法

律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）があるもの（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

(10) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、住宅以外のものをいう。

(11) 評定機関 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定、評価等を行う委員会をいう。）を設置しているもの

イ 建築基準法第20条第1項第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体

(12) 除却 現に存する沿道建築物の全てを取り壊すことをいう。

(13) 建替え 現に存する沿道建築物の除却をするとともに、当該沿道建築物の存する土地（これに隣接する土地を含む。）に住宅又は建築物を新築することをいう。

(14) 占有者 沿道建築物の所有者（区分所有者を含む。）と締結する当該沿道建築物に係る賃貸借契約の借主であつて、当該沿道建築物に市長が別に定める期間継続して存するものをいう。

2 この要綱に定めるものを除くほか、この要綱で使用する用語は、建築基準法及び耐震化推進条例で使用する用語の例による。

（助成対象事業）

第3条 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）

は、沿道建築物に係る耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え及び除却とする。

2 助成対象事業のうち、耐震診断は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和8年3月31日までに耐震診断に着手する沿道建築物（その全てを国又は地方公共団体が所有するものその他市長が別に定めるものを除く。）を対象とするものであること。

(2) 建築物等の敷地が一般緊急輸送道路（耐震化推進条例第2条第1号に規定する緊急輸送道路のうち特定緊急輸送道路を除いたものをいう。以下同じ。）に接するものであること。

(3) 耐震化指針に適合するものであること。

(4) 対象費用について、市の他の補助金等の交付を受けるものでないこと。

(5) 耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者のうちいずれかの者が行うものであること。

(6) 耐震診断結果について、次のア及びイのいずれかに該当するものであること。

ア 評価機関による評価を受けたもの

イ アに掲げるほか市長が認めるもの

3 助成対象事業のうち、補強設計は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 前項第3号から第5号までに掲げる事項に該当すること。

(2) 令和8年3月31日までに補強設計に着手する沿道建築物（その全てを国又は地方公共団体が所有するものその他市長が別に定めるものを除く。）を対象とするものであること。

(3) 建築物等の敷地が緊急輸送道路に接するものであること。

(4) 当該補強設計の内容が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添の指針に適合する水準にあるか否かについて、評価機関による評価を受けたものであること又は市長が認めるものであること。

(5) 当該補強設計の対象となる沿道建築物に建築基準法その他関係法令の規定上重大な不適合がある場合は、その是正をする設計と同時に行うもの（同時に行うことができないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、別に定める要件を満たすものを含む。）であること。

4 助成対象事業のうち、耐震改修は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第2項第3号及び第4号並びに前項第2号及び第3号に掲げる事項に該当すること。ただし、一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業にあつては、令和8年3月31日までに耐震改修の工事に着手するものとする。

(2) 当該耐震改修を行う沿道建築物の構造が耐震上著しく危険であると認められ、又は当該沿道建築物の劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険であると認められるものであること。

(3) 耐震診断の結果、基本方針別添第1第2号に規定するI_s値（以下「I_s値」という。）が0.6未満相当若しくは基本方針別添第1第1号に規定するI_w値（以下「I_w値」という。）が1.0未満相当であること又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。

(4) 耐震改修後にI_s値が0.6相当以上又はI_w値が1.0相当以上となるよう計画されたものであること。

(5) 前項第5号に規定する評価を受けた計画により行うものであること。

(6) 当該耐震改修の対象となる沿道建築物に建築基準法その他関係法令の規定上重大な不適合

がある場合は、その是正をする改修と同時に行うもの（同時に行うことができないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、別に定める要件を満たすものを含む。）であることとし、その是正のための工事は助成対象外とすること。

（７） 工事監理者が工事監理を行うものであること。

５ 助成対象事業のうち、建替え及び除却は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１） 令和８年３月３１日までに補強設計、建替えの計画又は除却のいずれかに着手する沿道建築物（その全てを国又は地方公共団体が所有するものその他市長が別に定めるものを除く。）を対象とするものであること。

（２） 第２項第３号及び第４号並びに第３項第３号並びに前項第２号及び第３号に掲げる事項に該当すること。

（３） 当該建替え又は除却の対象となる沿道建築物に建築基準法その他関係法令の規定上重大な不適合がある場合は、その部分の除却その他の是正のための工事は助成対象外とすること。

（助成対象者）

第４条 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、沿道建築物の所有者（国又は地方公共団体を除く。）とする。ただし、当該沿道建築物が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる者を対象者とする。

（１） 分譲マンション 当該分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者

（２） 共同で所有する建築物等 当該建築物の共有持分を有する者（以下「共有者」という。）のうち、当該共有者全員の合意により選出された代表者

（助成金の交付額）

第５条 助成金の交付額は、助成対象事業に要する費用（次に掲げる費用を除く。）のうち、別表第１左欄の費用の区分に応じて、同表中欄及び右欄に定める額（同表の規定により算定した額に１,０００円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）の合計額を限度として、予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。

（１） 既にこの要綱の規定による助成金の交付を受けて行った事業に係る費用

（２） 事業の対象となる沿道建築物のうち、国又は地方公共団体が所有する部分に係る費用

２ 次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額（算定した額に１,０００円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）を、前項の合計額に加えることができる。

（１） 耐震診断の結果、 I_s 値が０.３未満相当若しくは I_w 値が０.７未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断された沿道建築物の耐震改修工事、建替え工事又は除却工事を実施する場合 別表

第2左欄の費用の区分に応じて、同表中欄及び右欄に定める額

(2) 占有者が存する沿道建築物で建築物等の敷地が特定緊急輸送道路に接するものの耐震改修工事、建替え工事又は除却工事を実施する場合 別表第3左欄の費用の区分に応じて、同表中欄及び右欄に定める額

(3) 前2号のいずれにも該当する場合 これらの号に定める額の合計額
(事前協議)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条又は第8条の規定による申請の前に、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成事前協議書（第1号様式）を市長に提出し、事前に市長と協議を行うものとする。

2 市長は、補強設計又は耐震改修を行おうとする対象者が当該補強設計又は耐震改修を行おうとする沿道建築物に係る建築基準法その他関係法令の規定に適合するための是正を併せて行う場合は、前項の協議の際に、当該是正内容等について確認するものとする。

(助成対象事業が複数年度にわたる場合の承認)

第7条 申請者は、助成対象事業が複数年度にわたる場合にあっては、当該助成対象事業に係る初年度に、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成全体設計承認申請書（第2号様式）に別に定める書類を添えて、当該助成対象事業に係る事業費の総額、事業完了予定時期等について市長の承認を得なければならない。当該承認を受けた助成対象事業に係る事業費の総額を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、承認することを決定したときは、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成全体設計承認書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、承認しないことを決定したときは、その旨を文書により申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた後、第9条第1項の規定による助成金の交付の決定を受ける前に、助成対象事業を取りやめようとするときは、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業取止め届（第3号様式の2）により、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出があったときは、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業取止め届受領通知書（第3号様式の3）により、当該届出者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 申請者は、第6条第1項の規定による協議が調った後、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成交付申請書（第4号様式）に別に定める関係書類を添えて、助成対象事業に係る契約を締結する前に、市長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業が複数年度にわたる場合にあっては、前条第2項の規定による承認を得た後、当該助成対象事業に係る各年度に前項の規定による申請を行うものとする。

3 申請者は、前2項の規定による申請にあたり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを助成に係る申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（助成金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、助成金を交付することを決定したときは、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成不交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 前条第1項の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成事業の実施）

第11条 助成決定者は、当該交付決定を受けた後速やかに、当該交付決定に係る助成対象事業（以下「助成事業」という。）に係る請負契約を締結し、及び当該助成事業を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成事業が複数年度にわたる場合であって、第7条第1項の規定による承認を受けたときは、同条第2項の規定による通知を受けた後に、当該助成事業に係る請負契約を締結し、及び当該助成事業を実施するものとする。

（助成事業の内容の変更）

第12条 助成決定者は、次に掲げる助成事業の内容の変更（助成金の額に変更を生じないものに限る。）をしようするときは、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業変更届出書（第7号様式）により、市長に届け出なければならない。

- （1） 助成の対象となる部分の面積の変更
- （2） 助成事業の工程の大幅な変更
- （3） 前2号に掲げるもののほか、申請内容の大幅な変更

2 助成決定者は、助成事業の内容の変更（前項に規定するもの及び軽微な変更を除く。）をしようとするときは、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業変更申請書（第8号様式。以下「変更申請書」という。）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、変更申請書を受け付けたときは、当該変更申請書の内容を審査し、当該審査の結果、交付すべき助成金の額を変更することを承認するときは、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業変更承認書（第9号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成事業の取りやめ）

第13条 助成決定者は、事情により助成事業を取りやめるときは、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業取止め申請書（第10号様式）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による助成事業の取りやめを承認するときは、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成交付決定取消通知書（第10号の2様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成事業の完了報告）

第14条 助成決定者は、助成事業が完了したとき又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業完了報告書（第11号様式。以下「完了報告書」という。）に別に定める関係書類を添えて、市長に報告するものとする。

2 助成決定者は、前項の規定により報告する助成事業の内容が耐震改修であるときは、完了報告書に武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業工事監理報告書（第11号の2様式）及び市長が別に定める書類を添えて市長に報告するものとする。

3 助成決定者は、第8条第2項ただし書に規定する場合において、前項の規定による報告をするにあたり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを助成事業に要した経費の金額から減額して報告しなければならない。

4 助成決定者は、第8条第2項ただし書に規定する場合において、第1項の規定による報告をし

た後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額して報告したときは、確定した当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の金額から同項の規定により減じた額を控除した額）を緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業に係る消費税仕入控除税額報告書（第12号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（助成金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告の内容を審査し、当該報告に係る助成事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成交付額確定通知書（第13号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第16条 前条の規定による通知を受けた者（以下「助成確定者」という。）は、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成交付請求書（第14号様式）により、市長に請求するものとする。

- 2 助成確定者は、助成金の請求及び受領に関する権限を、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る実施者に委任することができる。
- 3 助成確定者は、前項の規定による委任をする場合は、第1項の規定による請求の際に、委任状（第15号様式）を添付しなければならない。
- 4 市長は第1項の規定による請求があつたときは、当該助成確定者又は第2項の規定による委任を受けた実施者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第17条 市長は、助成決定者又は助成確定者（以下「助成決定者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - （2） 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、法令若しくはこの要綱の規定又はこれらに関する命令その他市長が別に定める事項に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成交付決定取消通知書により、助成決定者等に通知するものとする。

（助成金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成決定者等に対し助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告及び検査等)

第19条 市長は、この要綱の規定による助成金の交付に関し必要があると認めるときは、助成決定者等に対し、当該助成事業に係る報告を求め、又は検査し、若しくは調査することができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成について必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第5条関係)

費用の区分	助成対象費用の限度額	助成限度額
耐震診断に 要する費用	沿道建築物の延べ面積に応じて、次に掲げる額を合計して得た額 (1) 面積1,000㎡以下の部分 当該面積に3,670円を乗じて得た額以内の額 (2) 面積1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分 当該面積に1,570円を乗じて得た額以内の額 (3) 面積2,000㎡を超える部分 当該面積に1,050円を乗じて得た額以内の額 ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、当該額に1,570,000円を限度として加算した額を限度とする。	助成対象費用に5分の4を乗じて得た額
補強設計に 要する費用	沿道建築物の延べ面積に応じて、次に掲げる額を合計して得た額 (1) 面積1,000㎡以下の部分 当該	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業にあつては助成対象費用の額、一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

	面積に5,000円を乗じて得た額以内の額 (2) 面積1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分 当該面積に3,500円を乗じて得た額以内の額 (3) 面積2,000㎡を超える部分 当該面積に2,000円を乗じて得た額以内の額	にあつては助成対象費用の3分の2
耐震改修、建替え又は除却に要する費用（工事監理費を除く。）	耐震改修、建替え又は除却に要する費用とし、沿道建築物の延べ面積に1平方メートル当たり57,000円（マンションにあつては51,700円、住宅（マンションを除く。）にあつては39,900円）を乗じて得た額又は1棟当たり5億7,000万円（マンションにあつては5億1,700万円、住宅（マンションを除く。）にあつては3億9,900万円）のいずれか少ない額を限度とする。ただし、建築物又はマンションにあつては、当該耐震改修が免震工法等を含む特殊な工法による場合は、当該建築物又はマンションの延べ面積に1平方メートル当たり93,300円（マンションにあつては86,400円）を乗じて得た額又は1棟当たり9億3,300万円（マンションにあつては8億6,400万円）のいずれか少ない額を限度とする。	当該沿道建築物の延べ面積に応じて、次に掲げる額を合計して得た額 (1) 面積5,000㎡以下の部分（分譲マンションについては、面積5,000㎡を超える部分を含む。） 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業にあつては助成対象費用に10分の9を乗じて得た額、一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業にあつては助成対象費用に3分の2を乗じて得た額 (2) 面積5,000㎡を超える部分（分譲マンションを除く。） 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業にあつては助成対象費用に20分の11を乗じて得た額、一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業にあつては助成対象費用に3分の1を乗じて得た額
工事監理に要する費用	沿道建築物の延べ面積に応じて、次に掲げる額を合計して得た額	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業にあつては助成対象費用の額、一般

	(1) 面積1,000㎡以下の部分 当該面積に5,000円を乗じて得た額以内の額 (2) 面積1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分 当該面積に3,500円を乗じて得た額以内の額 (3) 面積2,000㎡を超える部分 当該面積に2,000円を乗じて得た額以内の額	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 にあつては助成対象費用の3分の2
--	---	--

別表第2（第5条関係）

費用の区分	加算の基礎となる額	加算額
特定緊急輸送道路の沿道建築物に係る耐震改修、建替え又は除却に要する費用（工事監理費を除く。）	耐震改修、建替え又は除却に要する費用の1平方メートル当たりの単価若しくは85,500円（マンションにあつては77,550円、住宅（マンションを除く。）にあつては59,850円）のいずれか少ない額から57,000円（マンションにあつては51,700円、住宅（マンションを除く。）にあつては39,900円）を控除した額を1平方メートル当たりの単価とし、当該単価に建物は除却に要する費用（工事監理費を除く。）にあっては5億9,850万円）から別表第1耐震改修、建替え又は除却に要する費用（工事監理費を除く。）の項助成対象費用の限度額の欄の規定により算定した額を控除した額のいずれか少ない額	沿道建築物の延べ面積に応じて、次に掲げる額を合計して得た額 (1) 面積5,000㎡以下の部分（分譲マンションについては、面積5,000㎡を超える部分を含む。） 加算の基礎となる額に10分の9を乗じて得た額 (2) 面積5,000㎡を超える部分（分譲マンションを除く。） 加算の基礎となる額に20分の11を乗じて得た額
一般緊急輸	耐震改修、建替え又は除却に要する費用	沿道建築物の延べ面積に応じて、次に掲

送道路の沿道建築物（住宅（マンションを除く。）に係る耐震改修、建替え又は除却に要する費用（工事監理費を除く。）	の1平方メートル当たりの単価若しくは62,700円（マンションにあっては56,900円）のいずれか少ない額から57,000円（マンションにあっては51,700円）を控除した額を1平方メートル当たりの単価とし、当該単価に建物の延べ面積を乗じて得た額又は6億2,700万円（マンションにあっては5億6,900万円）から別表第1耐震改修、建替え又は除却に要する費用（工事監理費を除く。）の項助成対象費用の限度額の欄の規定により算定した額を控除した額のいずれか少ない額	ける額を合計して得た額 （1） 面積5,000㎡以下の部分（分譲マンションについては、面積5,000㎡を超える部分を含む。） 加算の基礎となる額に3分の2を乗じて得た額 （2） 面積5,000㎡を超える部分（分譲マンションを除く。） 加算の基礎となる額に3分の1を乗じて得た額
---	--	---

備考 この表の規定にかかわらず、当該沿道建築物に係る耐震改修が免震工法等を含む特殊な工法による場合又は耐震改修に要する費用の面積当たりの単価が1平方メートル当たり57,000円（マンションにあっては51,700円、住宅（マンションを除く。）にあっては39,900円）に満たない場合は、加算額は0とする。

別表第3（第5条関係）

費用の区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修、建替え又は除却に要する費用	1 当該沿道建築物を住宅の用途で賃貸借している場合にあっては、150,000円に契約件数を乗じて得た額 2 当該沿道建築物を住宅以外の用途で賃貸借している場合にあっては、1契約当たりの占有面積に応じて、次に掲げる額 （1） 100㎡未満の場合 450,000円に契約件数を乗じて得た額 （2） 100㎡以上200㎡未満の場合 900,000円に契約件数を乗じて得た	次に掲げる額のいずれか少ない額 （1） 助成対象費用に15分の1を乗じて得た額。ただし、耐震診断の結果 I_s 値が0.3未満相当若しくは I_w 値が0.7未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断された沿道建築物にあっては、次に掲げる額のいずれか少ない額に15分の1を乗じて得た額 ア 耐震改修、建替え又は除却に要する費用の額 イ 延べ面積に1平方メートル当たり62,700円（マンションにあって

	額 (3) 200㎡以上500㎡未満の場合 1,800,000円に契約件数を乗じて得た額 (4) 500㎡以上の場合 4,500,000円 に契約件数を乗じて得た額	は56,900円、住宅（マンションを除く。）にあつては39,900円）を乗じて得た額又は1棟当たり6億2,700万円（マンションにあつては5億6,900万円、住宅（マンションを除く。）にあつては3億9,900万円）のいずれか少ない額。ただし、建築物又はマンションにあつては、当該耐震改修が免震工法等を含む特殊な工法による場合は、当該建築物又はマンションの延べ面積に1平方メートル当たり93,300円（マンションにあつては86,400円）を乗じて得た額又は1棟当たり9億3,300万円（マンションにあつては8億6,400万円）のいずれか少ない額 (2) 加算の基礎となる額
--	---	---